

社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会 役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、評議員会、理事会、各種委員会等の構成員をいう。

(費用弁償)

第3条 常勤の役員を除く役員等が評議員会、理事会、各種委員会等に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。

2 役員等が本会の職務のために旅行したときは、旅費規程に基づき費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会役員・評議員並びに委員会委員の報酬、給与及び費用弁償規程の廃止)

2 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会役員・評議員並びに委員会委員の報酬、給与及び費用弁償規程は、廃止する。